



山形県公報

平成23年5月17日（火）
第2243号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

○山形県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則……………（商業・まちづくり振興課）…467

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………（庄内総合支庁地域保健福祉課）…468
- 指定居宅介護支援事業者の指定……………（同）…同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………（同）…同
- 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止……………（同）…同
- 土地改良区連合の役員の退任の届出……………（庄内総合支庁農村計画課）…469
- 土地改良区連合の役員の就任の届出……………（同）…同
- 基本測量の実施の通知……………（用地課）…同
- 同……………（同）…同
- 県証紙売りさばき人の指定……………（会計局）…470

### 公 告

- 平成23年度狩猟免許試験の実施……………（みどり自然課）…同
- 平成23年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習の実施……………（同）…471
- 包括外部監査の結果に基づき講じた措置の公表……………（監査委員）…同
- 一般競争入札の公告……………（河北病院）…472

## 規 則

山形県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年5月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第30号

#### 山形県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

山形県中小企業高度化資金貸付規則（昭和43年2月県規則第10号）の一部を次のように改正する。

第3条の表第15項及び第16項中「第15条第1項第15号」を「第15条第1項第16号」に改める。

第7条第1項に次の1号を加える。

- (20) 第3条の表第5項、第7項、第11項又は第12項に掲げる事業のうち、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成21年法律第80号）第5条第3項に規定する認定商店街活性化事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであつて、知事が別に定める要件に該当するもの
- 第7条第2項中「年利1.10パーセント」を「年利1.05パーセント」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の山形県中小企業高度化資金貸付規則の規定により貸し付けられている資金については、なお従前の例による。

## 告 示

### 山形県告示第446号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成23年5月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                    | サービスの種類 | 指定年月日       |
|--------------------|--------------------------------|---------|-------------|
| 山形県高齢者福祉生活協同組合     | デイサービスセンターみどり<br>鶴岡市みどり町22番40号 | 通 所 介 護 | 平成23. 4. 28 |

### 山形県告示第447号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成23年5月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅介護支援事業者の名称 | 事業所の名称及び所在地                     | サービスの種類     | 指定年月日       |
|----------------|---------------------------------|-------------|-------------|
| 山形県高齢者福祉生活協同組合 | 指定居宅介護支援事業所みどり<br>鶴岡市みどり町22番40号 | 居 宅 介 護 支 援 | 平成23. 4. 27 |

### 山形県告示第448号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成23年5月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                    | サービスの種類  | 指定年月日       |
|----------------------|--------------------------------|----------|-------------|
| 山形県高齢者福祉生活協同組合       | デイサービスセンターみどり<br>鶴岡市みどり町22番40号 | 介護予防通所介護 | 平成23. 4. 28 |

### 山形県告示第449号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成23年5月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅介護支援事業者の名称 | 事業所の名称及び所在地                | サービスの種類     | 廃止年月日      |
|----------------|----------------------------|-------------|------------|
| ニッセイケアサービス有限会社 | ケアプランセンターゆめ<br>鶴岡市苗津町5番31号 | 居 宅 介 護 支 援 | 平成23. 4. 1 |

**山形県告示第450号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、最上川下流右岸土地改良区連合の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成23年5月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所       |
|----------|---------|-----------|
| 理 事      | 鈴 木 敏 夫 | 酒田市小牧86番地 |

**山形県告示第451号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、最上川下流右岸土地改良区連合の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成23年5月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所             |
|----------|---------|-----------------|
| 理 事      | 富 樫 善 弘 | 酒田市漆曾根字四合田184番地 |
| 同        | 佐 藤 良   | 同 大野新田字村南164番地  |
| 同        | 平 向 徳 正 | 同 白ヶ沢字池田通90番地   |

**山形県告示第452号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成23年5月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 基本測量を実施する地域  
山形県内全域
- 基本測量を実施する期間  
平成23年5月9日から平成24年3月31日まで
- 作業の種類  
基本測量「電子国土基本図(地図情報)」修正測量

**山形県告示第453号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成23年5月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 基本測量を実施する地域  
山形市、米沢市、新庄市、上山市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、北村山郡大石田町、最上郡金山町、最上郡舟形町、最上郡真室川町、東置賜郡高島町
- 基本測量を実施する期間  
平成23年5月30日から同年11月30日まで
- 作業の種類  
基本測量（東北地方太平洋沖地震に伴う高精度三次元測量）

## 山形県告示第454号

山形県証紙条例（昭和39年3月県条例第40号）第6条第1項の規定により、証紙の売りさばき人を次のとおり指定した。

平成23年5月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 名称及び代表者氏名                            | 住 所         | 売りさばき所の所在地    | 指 定 年 月 日   |
|--------------------------------------|-------------|---------------|-------------|
| ふれあいショップ「愛べ」<br>長井運営委員会 委員長<br>八木 稲子 | 長井市栄町1番1-1号 | 長井市高野町二丁目3番1号 | 平成23. 5. 10 |

## 公 告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成23年5月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 試験の期日及び場所

| 期 日           | 場 所         |
|---------------|-------------|
| 平成23年8月19日（金） | 庄内総合支庁（本庁舎） |
| 平成23年9月11日（日） | 村山総合支庁（本庁舎） |

### 2 時 間

午前9時から午後5時まで

### 3 受験資格

県内に住所を有する者で、平成23年度において狩猟免許を受けようとするもの。ただし、受験日において20歳未満の者を除く。

### 4 受験手続

#### (1) 提出書類

イ 狩猟免許申請書

ロ 次のいずれにも該当しない旨の医師の診断書（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の規定による銃砲の所持の許可を受けている者にあつては当該許可証の写し）

(イ) 統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者

(ロ) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

(ハ) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（(イ)及び(ロ)に該当する者を除く。）

ハ 写真（申請前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの1枚とし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。）

#### (2) 提出先

生活環境部みどり自然課

#### (3) 提出期間

- イ 8月19日に実施する試験を受験する場合 7月19日（火）から8月5日（金）まで  
 ロ 9月11日に実施する試験を受験する場合 8月15日（月）から9月2日（金）まで

## 5 その他

詳細については、生活環境部みどり自然課に問い合わせること。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条第2項及び第4項の規定により、狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習を次のとおり実施する。

平成23年5月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 適性試験及び講習の期日及び場所

| 期 日           | 場 所         | 受験者の居住地      |
|---------------|-------------|--------------|
| 平成23年7月12日（火） | 庄内総合支庁（本庁舎） | 庄内総合支庁管内の市町  |
| 平成23年7月14日（木） | 置賜総合支庁（本庁舎） | 置賜総合支庁管内の市町  |
| 平成23年7月26日（火） | 最上総合支庁（本庁舎） | 最上総合支庁管内の市町村 |
| 平成23年7月28日（木） | 村山総合支庁（本庁舎） | 村山総合支庁管内の市町  |
| 平成23年9月14日（水） | 村山総合支庁（本庁舎） | 県内の全市町村      |

## 2 受験資格

県内に住所を有し、有効期限が平成23年9月14日の狩猟免許を所持する者

## 3 受験手続

狩猟免許更新申請書に次の書類（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の規定による銃砲の所持の許可を受けている者にあつては、当該許可証の写し及び第2号に掲げる書類）を添えて、試験等の日の10日前までに居住地を所管する総合支庁に提出すること。

## (1) 次のいずれにも該当しない旨の医師の診断書

イ 統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者

ロ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

ハ 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（イ及びロに該当する者を除く。）

## (2) 写真（申請前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの1枚とし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。）

## 4 その他

詳細については、各総合支庁保健福祉環境部環境課に問い合わせること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、平成20年5月20日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、平成23年4月11日付けで山形県知事から通知があった。

平成23年5月17日

山形県監査委員 小 山 壽 夫  
 山形県監査委員 濱 田 宗 一

| 外部監査<br>実施機関名         | 監査結果                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 措置の内容                                                                                                                                   |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総務部<br>総合政策局<br>情報企画課 | <p>&lt;情報資産分類および個人情報管理台帳&gt;<br/>個人情報等重要情報が記録されたDAT等可動式の電子媒体が盗難あるいは紛失等したことを（仮に）想定すると、もし当該電子媒体を情報資産として明確に分類していなければ、そもそもどのような情報が流出、紛失したかすら把握できない可能性がある。</p> <p>山形県情報セキュリティポリシーに記載されている情報資産分類を各課で実施し、その成果物として山形県の「情報資産管理台帳」「個人情報管理台帳」を今後策定すべきである。なお、「台帳」自体も重要な情報資産であり、厳密なアクセス管理が求められる。</p> | <p>情報資産の適切な分類・管理を行う上で基準となる考え方や手順を示した「情報資産の分類と管理に関する実施手順」を策定し、情報資産管理台帳による情報資産の適正な管理を各課に通知した。また、管理方法・取扱制限に関する事項についても「実施手順」の中に盛り込んでいる。</p> |

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県立河北病院医療情報システムネットワーク・電源整備及び保守業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成23年5月17日

山形県立河北病院長 菊 地 惇

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 西村山郡河北町谷地字月山堂111番地 山形県立河北病院外来棟2階会議室
- (2) 日時 平成23年6月10日（金）午後3時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量  
山形県立河北病院医療情報システムネットワーク・電源整備及び保守業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約の日から平成26年3月31日まで
- (4) 履行場所 山形県立河北病院
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

- (1)から(6)までに掲げる要件をすべて満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(7)から(11)までに掲げる要件をすべて満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 平成23年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成23年1月21日付け県公報第2213号）により公示された資格を有すること。
- (4) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 過去5年以内に、対象の役務と同種の業務を受託した実績があること（共同企業体の構成員（出資比率が20%以上であるものに限る。）として当該業務を受託した場合を含む。）を証明できること。  
ただし、当該実績は次に示す条件以上のものに限る。
- ① 200床以上の一般病床を有する医療機関における実績であること。
- ② 稼働中の病院において外来診察室、病棟ナースステーション等を対象にしたものであること。（病院建物

の新築または増改築に合わせた整備を除く。）

- (6) 2の(1)の役務の履行に関し、当該役務を確実に遂行できる体制を整備できることを証明できること。
  - (7) 共同企業体のすべての構成員が(1)から(4)までの要件を満たしていること。
  - (8) 共同企業体のいずれかの構成員が(5)の要件を満たしていること。
  - (9) 共同企業体として(6)の要件を満たしていること。
  - (10) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。
  - (11) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
西村山郡河北町谷地字月山堂111番地 山形県立河北病院医事経営課情報企画係  
電話番号0237(73)3131
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県病院事業局財務規程第121条により準用する山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- (1) 入札価格が規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
  - (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじ引きに立ち会わない者またはくじを引かない者があるときは、その者に代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定する。
  - (3) 落札決定の時までに3の入札参加者の資格を満たさなくなった者は、落札者としない。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 一連の調達契約に係る事項
- (1) 一連の調達契約のうちの一の契約による調達後において調達が予定される役務の名称、数量及び入札の公告の予定時期  
ア 山形県立河北病院医療情報システム関連電子機器調達業務（仮称）一式 平成23年6月から7月
  - (2) 一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付 平成23年2月15日
- 10 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書、3の(5)から(6)に係る事項を証明する書類（共同企業体にあつては、3の(8)から(10)に係る事項を証明する書類。）を平成23年5月27日（金）正午までに山形県立河北病院医事経営課情報企画係に提出すること。この場合において、申請書等を提出した者は、入札日の前日までに申請書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
  - (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
  - (3) この入札及び契約については、山形県立河北病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。
  - (4) 詳細については、入札説明書による。
- 11 Summary
- (1) Nature and quantity of the services to be required : Development and maintenance of the medical information system networks and network power supplies of Kahoku Prefectural Hospital 1 set
  - (2) Time-limit for tender : 3:00P.M. June 10, 2011
  - (3) Contact point for the notice : Management Division, Kahoku Prefectural Hospital, 111 Aza Gassando, Yachi, Kahoku-cho, Nishimurayama-gun, Yamagata-ken 999-3511 Japan TEL0237-73-3131

平成23年 5月17日印刷  
平成23年 5月17日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056